

(資料一)

平成二十七年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	1
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	1
島根県県税条例等の一部を改正する条例	3
島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例	4
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	4
島根県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	8
島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例	8
島根県手数料条例の一部を改正する条例	8
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	9

平成27年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第130号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

1 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 県の責務

県は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(2) 個人番号の利用範囲

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の条例で定める事務は、県の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とすること。

イ 県の執行機関は、アの事務を処理するために必要な限度で、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでないこと。

3 施行期日

平成28年1月1日から施行する。ただし、2の(2)のイの一部については、法附則第1条第5号の政令で定める日から施行する。

第131号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域再生法の改正に伴い、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域における就労機会の創出等を税制面から支援するため、所要の改正を行

う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載されている地方活力向上地域（地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。）内において、知事が認定した地方活力向上地域特定業務施設整備計画（本店又は主たる事務所その他の内閣府令で定める業務施設（以下「特定業務施設」という。）を整備する事業の実施に関する計画をいう。）に従って、総務省令に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した場合には、次のとおり不均一課税を行うこと。

(1) 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に掲げる県税について不均一課税を行うこと。

ア 東京都の特別区から特定業務施設を地方活力向上地域に移転して整備する事業（以下「移転型事業」という。）

(ア) 当該特別償却設備を法人の営む事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して3年以内に終了する各事業年度又は個人の営む事業の用に供した日の属する年以後3年間の各年に係る事業税

(イ) 当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税

(ウ) 当該特別償却設備のうち償却資産に対して課すべき当該特別償却設備の取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度以後3年度分の固定資産税

イ ア以外のもの（以下「拡充型事業」という。）

(ア) 当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税

(イ) 当該特別償却設備のうち償却資産に対して課すべき当該特別償却設備の取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度以後3年度分の固定資産税

(2) 不均一課税に係る税率を次のとおりとすること。

ア 事業税

区 分	不均一課税の場合の税率
第1事業年度（年） 分	島根県県税条例（以下「県税条例」という。）で定める税率に2分の1を乗じて得た率

第2事業年度(年)分	県税条例で定める税率に4分の3を乗じて得た率
第3事業年度(年)分	県税条例で定める税率に8分の7を乗じて得た率

イ 不動産取得税

県税条例による税率	不均一課税の場合の税率
100分の4	100分の0.4

ウ 固定資産税

区 分	県税条例による税率	不均一課税の場合の税率	
		移転型事業	拡充型事業
初年度分	100分の1.4	100分の0.14	100分の0.14
第2年度分		100分の0.35	100分の0.467
第3年度分		100分の0.7	100分の0.933

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成27年10月2日以後に特別償却設備を新設し、又は増設した場合に適用する。

第132号議案

島根県県税条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、徴収の猶予の手續等に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県県税条例の一部改正

ア 徴収の猶予及び換価の猶予について、次に掲げる事項を定めること。

- ア 徴収の猶予をする場合に必要な提出書類その他徴収の猶予の手續
- イ 換価の猶予をする場合に必要な提出書類その他換価の猶予の手續
- ウ 担保の徴取基準

- イ 法人等の届出事項に、法人番号を追加すること。
- (2) 次に掲げる条例の引用する条項の整理
 - ア 島根県産業廃棄物減量税条例
 - イ 旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）
 - ウ 旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成21年島根県条例第58号）
- 3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。ただし、2の(1)のイについては、平成28年1月1日から施行する。

第133号議案

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

1 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部が改正されたことに伴い、島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 施行期日

平成28年1月1日から施行する。

第134号議案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 提案理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正

ア 午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情

のある地域等の見直し

風俗営業者は、次に掲げる地域内に限り、午前零時以後午前1時までその営業ができること。

ア 松江市和多見町、寺町、伊勢宮町及び朝日町の区域

イ 松江市末次本町、東本町一丁目、東本町二丁目及び東本町三丁目の区域

ウ 出雲市今市町の区域のうち、市道高瀬川右岸線、市道若葉町元町線、市道上町扇町線及び市道今市21号線で囲まれた区域並びに市道上町扇町線、市道若葉町元町線、市道有原東町線及び市道四絡222号線で囲まれた区域

イ 特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域の指定

特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域（以下「営業所設置許容地域」という。）は、アのアからウまでの区域のうち、次に掲げる施設の敷地から40メートル以内の地域以外の地域とすること。

ア 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）

イ 病院

ウ 診療所

ウ 特定遊興飲食店営業の営業時間の制限

島根県の区域においては、午前5時から午前6時までの時間において、特定遊興飲食店営業を営んではならないこと。

エ 特定遊興飲食店営業の騒音及び振動の規制

ア 深夜における特定遊興飲食店営業の営業所周辺の騒音については、aからcまでに掲げる地域の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる数値未満とすること。

a 住居地域 40デシベル

b 商業地域 50デシベル

c a及びbに掲げる地域以外の地域 45デシベル

イ 深夜における特定遊興飲食店営業の営業所周辺の振動については、55デシベル未満とすること。

オ 特定遊興飲食店営業者の遵守事項

特定遊興飲食店営業者の遵守事項を次のとおりとすること。

- ア 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はこれらの行為をさせないこと。
- イ 営業所で店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営み、又は営ませないこと。
- ウ 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- エ 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又はこれらの行為をさせないこと。
- オ 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業を営まないこと。

カ 風俗環境保全協議会を置く地域の指定

アのアからウまでの地域に風俗環境保全協議会を置くこと。

キ ゲームセンターへの年少者立入制限の見直し

ゲームセンター営業を営む者は、午後6時から午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならないものとする。

ク その他規定の整理

(2) 警察に関する手数料条例の一部改正

ア 特定遊興飲食店営業に係る手数料の新設

区 分		手数料の額	
許可に係る申請	3月以内の期間を 限って営む営業	1件につき	14,000円
	その他の営業	1件につき	24,000円
許可証の再交付に係る申請		1件につき	1,100円
許可証の書換えに係る申請		1件につき	1,400円
相続の承認に係る申請		1件につき	8,600円
	同時申請	2件目以降	3,800円
法人の合併の承認に係る申請		1件につき	11,000円
	同時申請	2件目以降	3,300円
法人の分割の承認に係る申請		1件につき	11,000円
	同時申請	2件目以降	3,300円
営業所の構造又は設備の変更の承認に係る申請		1件につき	9,900円
特例特定遊興飲食店営業者の認定に係る申請		1件につき	13,000円
	同時申請	2件目以降	10,000円

特例特定遊興飲食店事業者の認定証の再交付に係る申請	1 件につき	1,100円
営業所の管理者に対する講習の受講	1 時間につき	650円

イ 特定遊興飲食店営業の許可に係る手数料の額から減ずる額の新設

区 分	減ずる額	
特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者が同時に他の特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合	1 件につき	8,000円

ウ 特定遊興飲食店営業の許可に係る手数料の額に加算する額の新設

区 分	加算する額	
許可を受けていた特定遊興飲食店営業の営業所が震災等により滅失したために当該営業を廃止した者が、営業所設置許容地域内になく、かつ、ホテル等内適合営業所に該当しない営業所について許可を受けようとする場合	1 件につき	6,800円

エ 特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行前においても行うことができることとされた当該許可に係る申請を行う場合には、この条例の施行前においてもこの条例による改正後の警察に関する手数料条例の規定の例により手数料を納付しなければならないこと。

オ 引用する条項の整理

3 施行期日

改正法の施行の日から施行する。ただし、2の(2)のエについては、改正法附則第1条第2号の政令で定める日から施行する。

第135号議案

島根県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

施設長の資格要件のうち年齢要件を廃止すること。

3 施行期日

平成28年1月1日から施行する。

第136号議案

島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例

1 提案理由

職業能力開発促進法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第137号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

採石法及び砂利採取法の改正に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 採石法関係手数料

引用する条項の整理

(2) 砂利採取法関係手数料

引用する条項の整理

3 施行期日

平成27年12月26日から施行する。

第138号議案

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

太陽光発電所を設置するため、及び電気事業法等の一部を改正する法律の施行による電気の小売業への参入の全面自由化に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 発電所の設置

名 称	最 大 出 力
石見空港太陽光発電所	3,490キロワット
三隅港臨海工業団地太陽光発電所	1,800キロワット
江津地域拠点工業団地太陽光発電所	1,200キロワット

(2) 発電所の供給先に係る規定の削除

3 施行期日

2の(1)については公布の日から、2の(2)については平成28年4月1日から施行する。